

まんのう町 介護予防訪問介護相当サービス(A2) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス I	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス I 日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス II	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス II 日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス III	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス III 日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス IV	ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで	268単位	268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス V	ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	※1月の中で全部で8回まで	272単位	272	
A2	2621	訪問型独自サービス VI	ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	※1月の中で全部で12回まで	287単位	287	
A2	6001	訪問型独自サービス 同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200		
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000加算			
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000加算			
A2	6279	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算			

週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える(5回以上)場合に使用する。

週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える(9回以上)場合に使用する。

週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える(13回以上)場合に使用する。

週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求する。ただし、提供回数が4回/月を超える(5回以上)場合は、「1111(1,176単位)」を使用する。

週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求する。ただし、提供回数が8回/月を超える(9回以上)場合は、「1211(2,349単位)」を使用する。

週2回を超える利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求する。ただし、提供回数が12回/月を超える(13回以上)場合は、「1321(3,727単位)」を使用する。